

保国発 0423 第 1 号

平成 27 年 4 月 23 日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

(公印省略)

平成 27 年度における直営診療施設の整備に係る助成について

平成 27 年度における直営診療施設の整備に係る助成については、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(昭和 53 年 9 月 29 日付け厚生省発保第 73 号。以下「交付要綱」という。)及び「「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)」の取扱について」(平成 15 年 4 月 7 日付け保発第 0407001 号)の別添「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき行うものとし、交付要綱及び取扱要領によるほか、別記により取扱うので、貴管下保険者に対し、周知徹底されたい。

また、取扱要領の「第 1 交付の基本的要件」及び「第 2 交付の具体的要件」の適用についても留意されたい旨、併せて周知徹底されたい。

別記

平成 27 年度における直営診療施設の整備に係る助成について

平成 27 年度における建物及び医療機械等の整備に係る国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の交付に当たっては、交付要綱及び取扱要領によるほか、次により取り扱うものであること。

- (1) 交付の対象となる事業は、一部事務組合及び広域連合が行う直営診療施設の建物又は医療機械等の設置又は整備を含むものであること。
- (2) 建築基準単価等については、交付要綱の別表により行うこと。
なお、病院のその他の医療機械器具の基準額は 8,100 千円であること。
- (3) その他の医療機械器具の整備の場合で、平成 24 年度から 3 か年連続して助成を受けている施設については、原則として交付の対象としないものであること。
- (4) 歯科診療所の新設及び増改築についても交付の対象とし、基準面積については、甲型又は乙型の診療所の面積を適用すること。
- (5) 歯科医師住宅についても交付の対象とするものであること。
- (6) 病院及び診療所の建物の整備と併せて、院内保育施設等を整備する場合は、病院及び診療所の建物の整備として助成申請を行うこと。
- (7) 病院及び診療所の建物の整備の対象となる面積は、次の算式により算出されたものであること。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{交付対象}} & = & \boxed{\text{交付要綱の}} \\ \boxed{\text{面 積}} & & \boxed{\text{別 表 の}} \\ & & \boxed{\text{基 準 面 積}} \\ & & - \\ & & \boxed{\text{既存又は残存部分の面積}} \\ & & \boxed{\left(\begin{array}{l} \text{既交付対象面積のうち} \\ \text{耐用年数未経過分面積} \end{array} \right)} \end{array}$$

ただし、病院の建物整備において各々の棟の整備を行う場合、交付要綱の別表の基準面積については種目及び規格ごとの基準面積によるものとし、特別の事情があるものを除き、1 施設当たり次に掲げる面積を限度とする。

区分	1 施設当たりの限度面積
診療棟+病棟+給食棟	988.4 m ²

※ あくまでも診療棟、病棟及び給食棟を併せた助成限度面積が 988.4 m²であることから、各々に定められている助成限度面積(診療棟 648.3 m²、病棟 278.9 m²、交付要綱の附表 2 納入棟に定める面積)を超えて申請することのないよう十分留意すること。